

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：西目屋村

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	106.4%
全職員	100.7%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	96.5%
本庁係長相当職	98.5%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	84.3%
21～25年	90.9%
16～20年	—
11～15年	87.9%
6～10年	107.3%
1～5年	118.1%

#### 【説明欄】

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の区分について、本村の女性職員は全て再任用短時間任用職員であったので、会計年度任用職員が多い男性より給与の割合が高くなった。  
・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」の区分については、本村では該当する役職を設けていない。  
・役職段階別の「本庁課長相当職」の区分について、本村では女性職員はいなかった。  
・(2) 勤続年数別において、男性職員または女性職員のいずれかが0人のときは、割合を算出できないので「—」とした。各勤続年数において女性の給与の割合が低いものは、全ての役職において女性職員が少ないことにより、女性の給与の割合が高いものはおもに、職歴加算額に差があったことと、独身者がいる男性職員の扶養額が低いことによる。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。